

所沢市

介護保険住宅改修にかかる研修



令和2年1月24日(金)
所沢市福祉部 介護保険課

- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべきこと
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべきこと
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

適切な住宅改修を行えるようにするため

住宅改修の事業者の育成のため



平成12年3月8日

老企第42号「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」通達

- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべきこと
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

工事種目が定められています。

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 床又は通路面の材料の変更
- 4 扉の取替え
- 5 便器の取替え
- 6 住宅改修に付帯して必要となる改修

「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」
(平成11年厚生省告示第95号)

定められた種類以外の改修は、
保険給付の対象とはなりません。

例えば・・・

- 介護スペース確保のための「増床」「拡張」
- 介護負担軽減のための「通路の新設」
- リウマチを患っていることが理由の「蛇口形状の変更」



保険給付対象外です。

応用

住宅改修費の支給対象とならない 改修を含む工事

例えば・・・

- ユニットバス導入による全面改装(浴室)
- ペーパーホルダー一体型の手すり(トイレ)



定められた改修種類に該当する部分のみ
保険給付対象です。

住宅改修の基礎知識(1)

	対象となる改修	対象外となる改修
ユニットバス	<ul style="list-style-type: none"> ●立ち上がり用の手すりの取付 ●滑り防止のための床面の張り替え ●床の嵩上げによる段差解消 ●利用者の身体状況に合わせた折り戸等への取替 ●浴槽の高さを低くすることによる段差解消など 	<ul style="list-style-type: none"> ●天井や壁面の張替 ●バス水栓、シャワー水栓の付替 ●浴槽をサイズの大きいものに変更 <p>など</p>
	対象となる部分	対象外となる部分
ペーパーホルダー 一体型手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●手すり部分 	<ul style="list-style-type: none"> ●紙巻き器部分 ●収納ボックス部分



種類告示1～6(スライド6)に掲げる改修に要した費用を適切に算出

★ **見積書は、給付対象部分と対象外部分が、それぞれ把握できるように作成**

資産形成につながらないよう比較的 小規模であること

- 支給限度基準額(20万円)の設定
- 老朽化・消耗のみを理由とした改修は適切ではない
- むやみに大規模・高価な改修を行わない
(持続可能な制度運営、利用者保護のため)

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」
(平成12年3月8日 老高発0713第1号)
「地方財政法第4条第1項」



家屋改修工事費に対する補助金



家が老朽化してきた。
該当する工事種目があるから
申請しよう

利用者本人に対して支払われる保険金
⇒利用者の身体状況、生活課題があって
はじめて支給されるもの

身体状況からみて必要なので申請しよう



日常生活動作を支援(維持)するためのもの

日常生活動作

入浴、排せつ、食事、洗濯、掃除、移乗 など

▶ 日常生活を送るために最低限必要な動作



日常生活動作を超えると考えられるもの

庭いじりなど趣味のための活動、リハビリ など

- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべきこと
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

- 1 その利用者に改修が必要な理由
- 2 改修を行わずに解決できる方法
- 3 複数事業者からの見積もりを取る説明

1 その利用者に改修が必要な理由

- 基本的には、理由書は介護支援専門員が作成
- 担当介護支援専門員以外が理由書を作成する場合、
担当介護支援専門員と十分に連携調整を行うことが必要。



- 利用者の身体状況の情報提供
- 自立支援につながる改修計画のために必要

1 その利用者に改修が必要な理由

理由書の記載方法

- 疾患、身体状況、家族の介護状況から
なにが困難で課題となっているか
- 具体的に、その改修によって、
どのような動作が可能になるか
(特に通常と異なる数、位置や形状の場合)



個別・具体的に記載

住宅改修にあたり検討すべきこと

例えば・・・

■ 段差解消工事

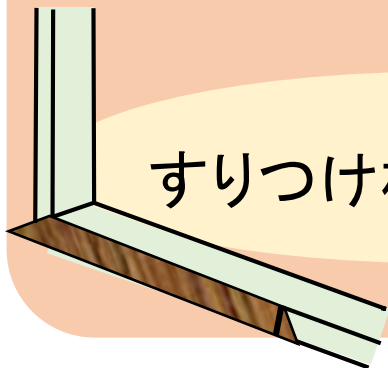
への字プレートを設置する



床をかさ上げる？



すりつけ板を設置する？



身体状況・住宅環境に応じて適切に判断

例) 疾病があり、すりつけ板だと姿勢が安定せずに転倒の危険性があるため適当ではない など

2 改修を行わずに解決できる方法

例えば・・・

- 部屋の移動等で解決できる課題ではないか
(生活環境の見直し)
- これまでの生活動線は利用者にとって適切な動線か
(安全性の確保)
- 福祉用具購入・貸与で解決できる課題ではないか

3 複数事業所からの見積もりを取る説明

介護支援専門員等は、
複数の事業者から見積もりを取るよう、
利用者に対して説明すること



利用者の保険料、税金が財源のため必要

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正
について(平成30年7月13日老高発0713第1号)

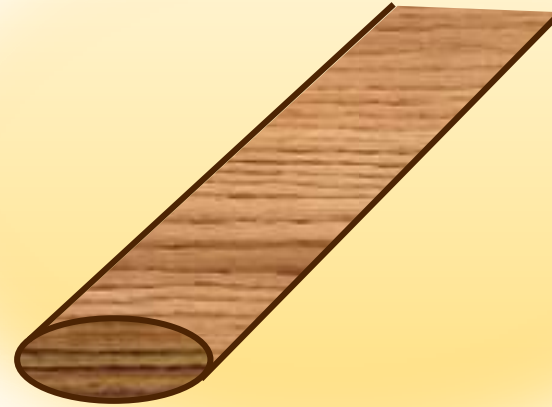
- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべきこと
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

身体に応じた手すりの形状

（円柱型）



（上部平坦型）

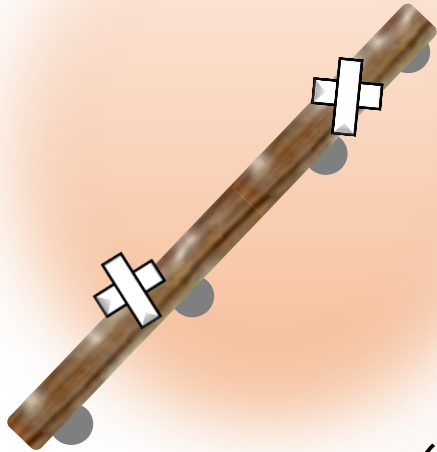


（板型）

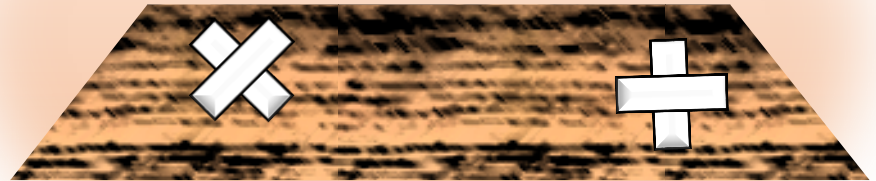


老朽化による改修

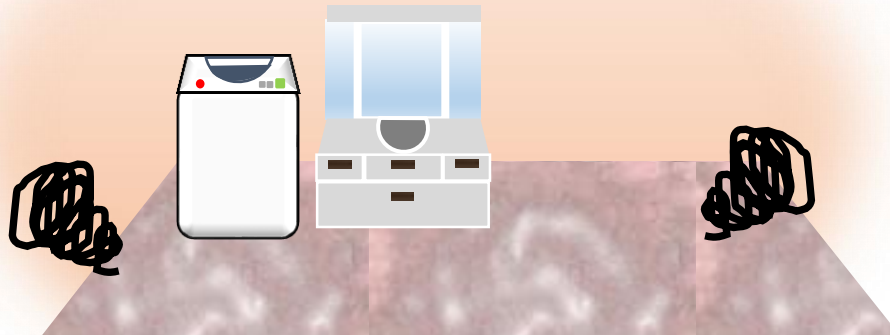
（手すりの老朽化）



（車いす等で傷んだ床の交換）

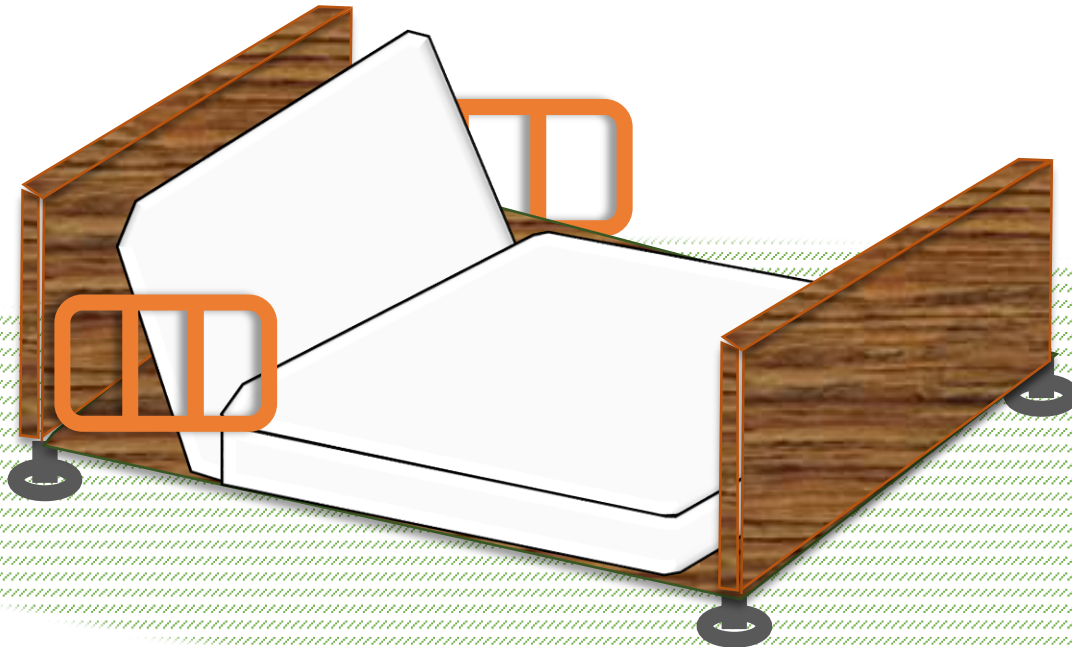


（カビによる脱衣所床の交換）



介護ベッド設置のための床材変更

床材の変更は、
「滑り止めの防止及び移動の円滑化等」
という目的で行われる場合に支給対象となります。

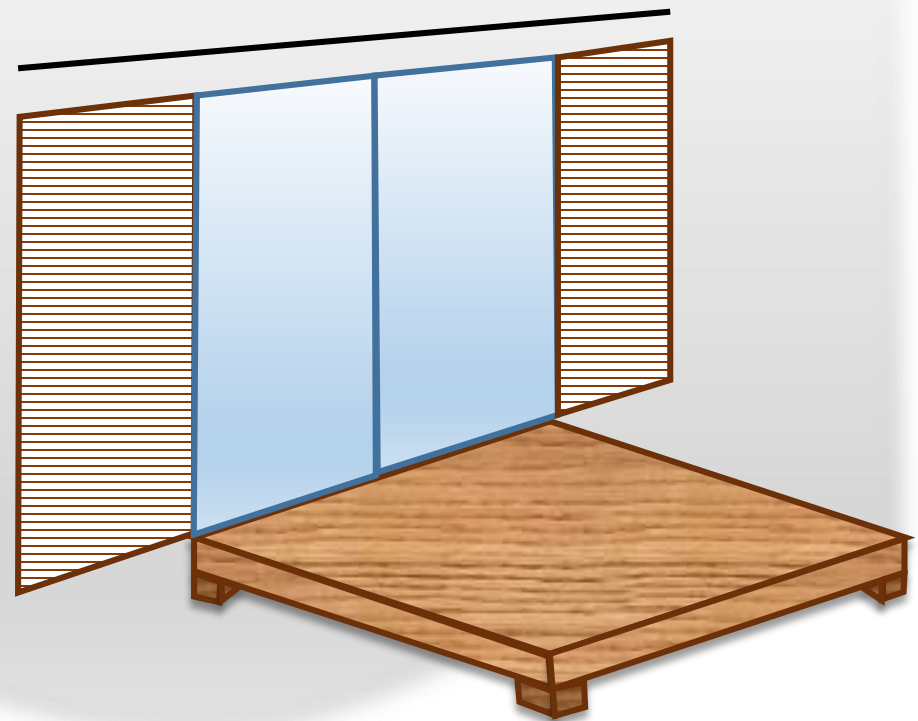


新築・新設にかかる改修

（新築）



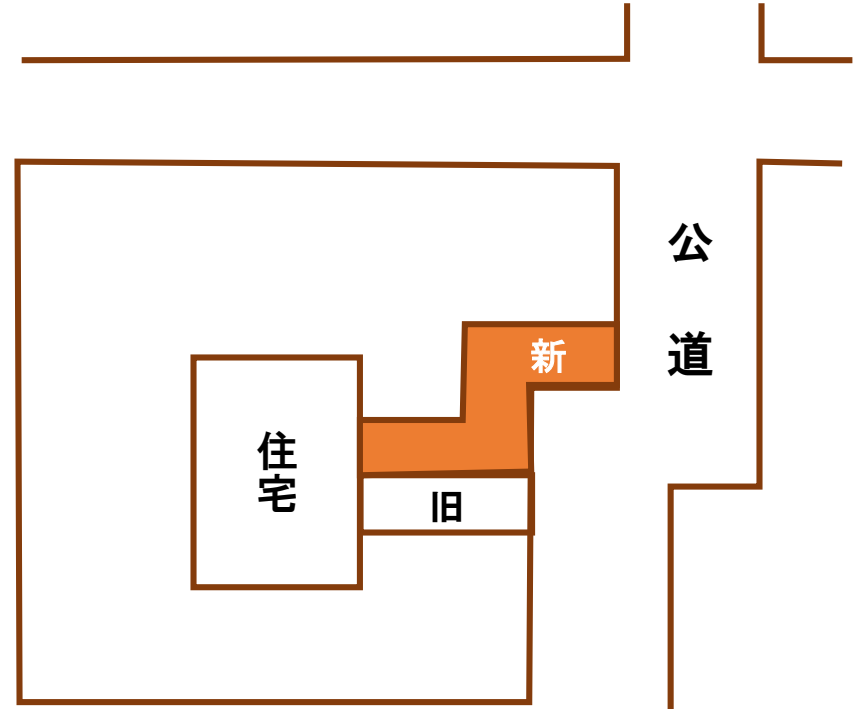
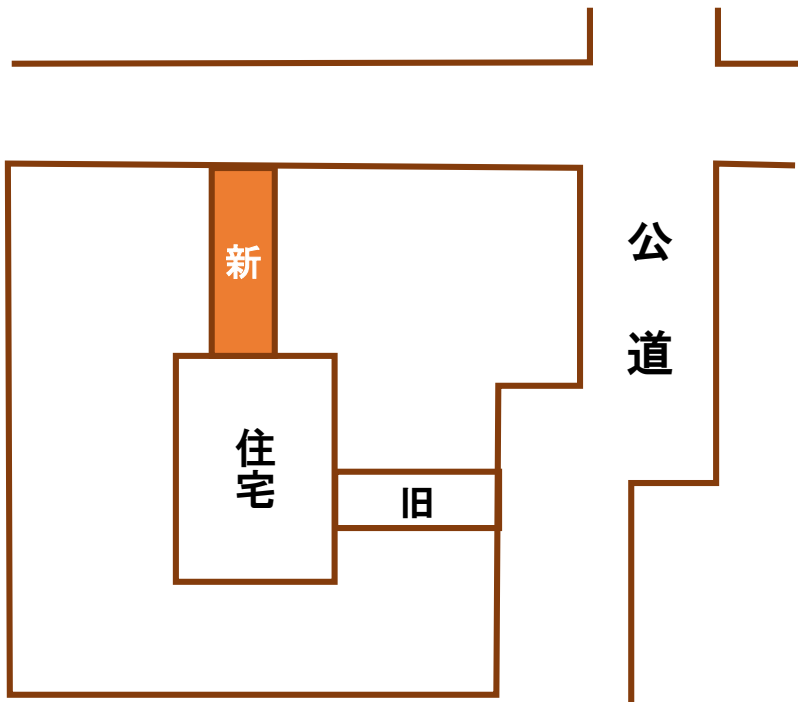
（ウッドデッキの新設）



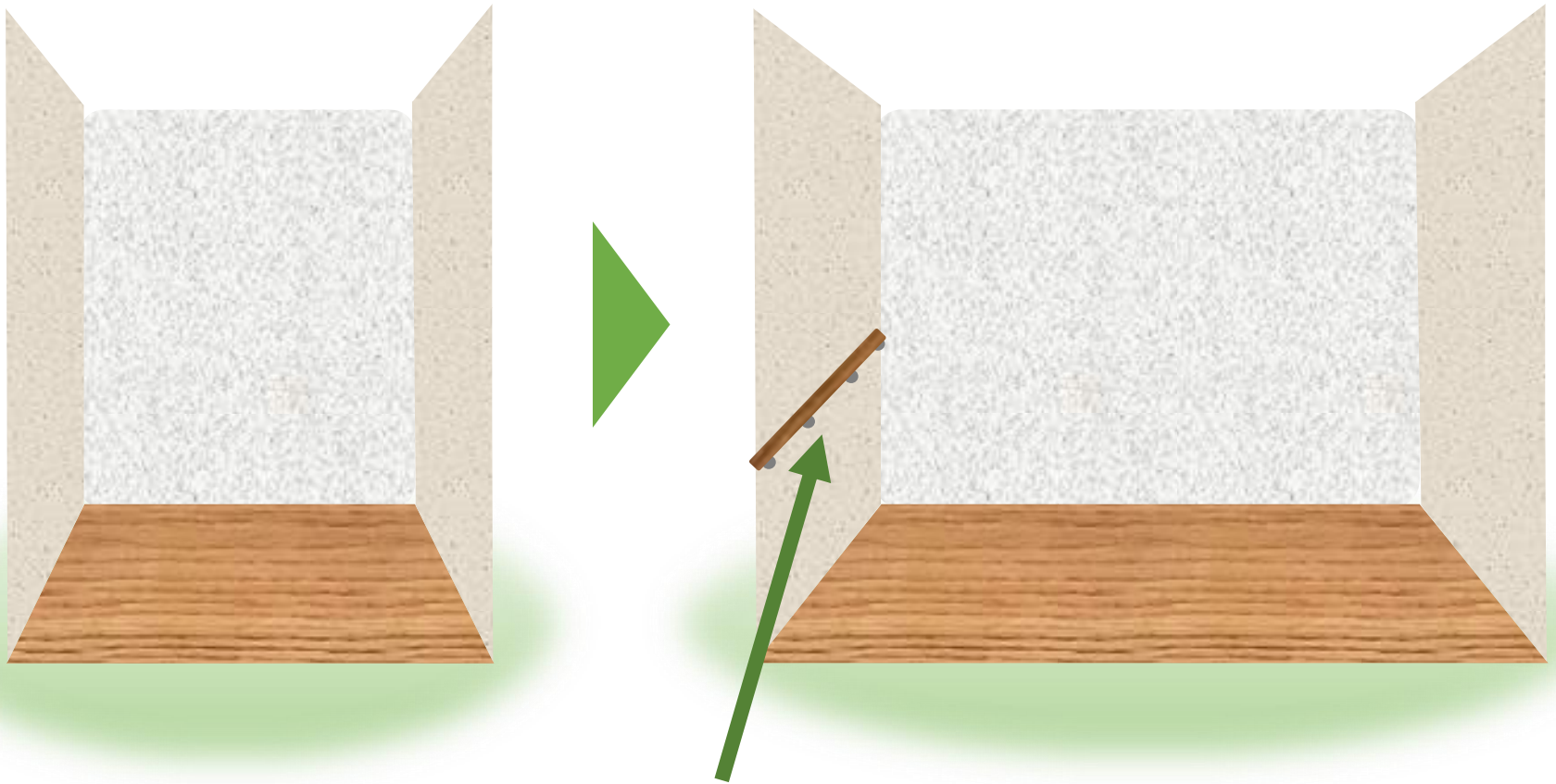
通路の新設など

（改修前とルートが異なる）

（必要最低限の区間ではない）



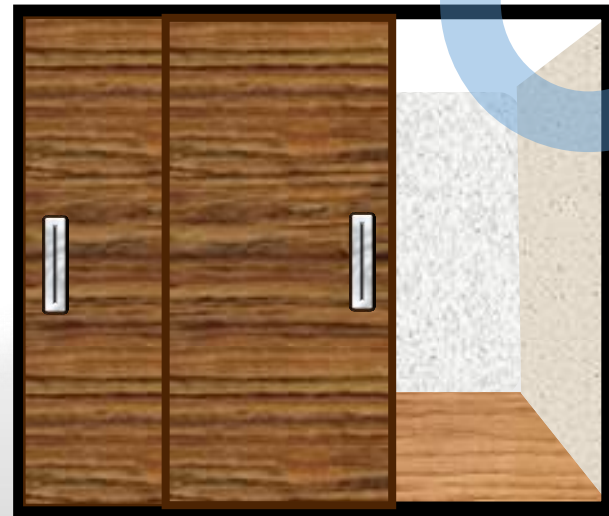
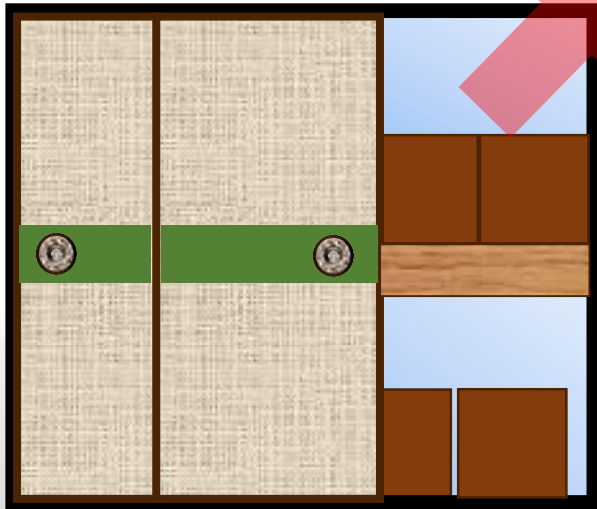
廊下（通路）の拡幅にあわせた手すりの取付



手すりの取付費用のみ給付対象

物入れの扉の変更

扉の交換は、
居室(=人が出入りする部屋)を想定しています。



- (1) 研修の目的
- (2) 住宅改修の基礎知識
- (3) 住宅改修にあたり検討すべき
- (4) 給付対象・対象外の判断
- (5) 住宅改修申請の流れ

住宅改修申請の流れ

償還払い

原則、当日

完了報告の翌月末

ケアマネジャーへ
相談市への
事前申請

工事実施

市への
完了報告

住宅改修費の支給

受領委任払い

申請から7-10日後

完了報告の翌月末

ケアマネジャーへ
相談市への
事前申請

市からの着工許可

工事実施

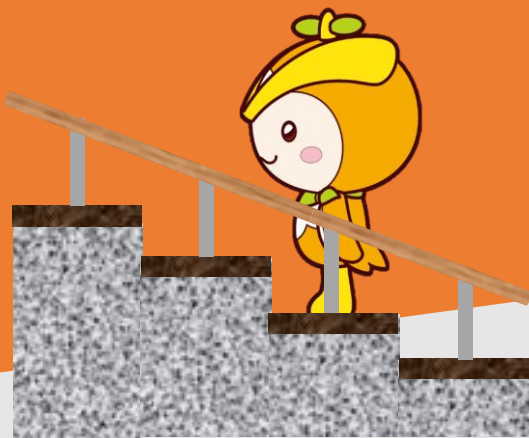
市への
完了報告

住宅改修費の支給

Q (スライド18)福祉用具で代用できる場合はレンタルを優先するという判断だと思うが、結果的にレンタルの費用が高額になっても、できる限りレンタルで済ませるということが良いでしょうか。

A 当該説明は、住宅改修を検討する際に、福祉用具による課題の解決が可能であるかについても検討していただきたいという趣旨でご説明を差し上げたもので、一律に福祉用具を優先させるべきであるということではありません。質問にある経済的な負担から住宅改修を選択することは合理的な判断であると考えます。他にも、手すりの場合、耐性の問題から住宅改修でのみ課題を解決できることも考えられます。また、入浴台など使用しても浴槽を跨げないため浴槽縁を低くする必要もあることも考えられます。利用者の状況に応じて適切に判断していただけたらと思います。

ご清聴ありがとうございました



令和2年1月24日(金)
所沢市福祉部 介護保険課